

土岐市告示第53号

土岐市地域クラブ活動支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月22日

土岐市長 加藤 淳 司

土岐市地域クラブ活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、土岐市内に住所を有する中学生（以下「生徒」という。）がスポーツ・文化芸術活動を継続して親しむことができる機会を確保し、生徒の健全な成長を具現するため、予算の範囲内で土岐市地域クラブ活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、土岐市補助金等交付規則（昭和51年土岐市規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、土岐市地域クラブとは、土岐市内で活動し、スポーツ・文化芸術活動を通じて生徒の健全育成を図る団体をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、スポーツ・文化芸術活動を通じ、生徒に活動の場を提供する等、生徒の健全育成に資する事業とする。

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 土岐市内において補助対象事業を実施する団体
- (2) 土岐市内に住所を有する生徒が所属する団体
- (3) 中学生のスポーツ・文化芸術活動の維持を念頭に置いて取り組む団体
- (4) 参加を希望する生徒が誰でも参加できる団体
- (5) 代表者、指導者及び会計担当者を備えた団体

- (6) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としない団体
- (7) 家族等のみで構成されていない団体
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を構成員に持たない団体
（補助金の額）

第5条 補助金の区分及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、土岐市地域クラブ活動支援補助金交付申請書（別記様式1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) クラブ登録メンバー表
- (2) クラブ規約
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請の期日は、交付を受けようとする年度の5月31日とする。ただし、その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その後日において、その日に最も近い、土曜日又は日曜日でない日とする。

3 前項の規定にかかわらず、予算に残余がある場合は、期日以降も交付申請を受け付けることができる。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、補助金の交付又は不交付を決定したときは、土岐市地域クラブ活動支援補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式2号）により、当該申請団体に通知するものとする。

（変更届）

第8条 交付決定団体（前条の規定による交付の決定の通知を受けた団体をいう。以下同じ。）は、第4条の各号に該当しなくなった場合又は団体を解散した若しくは活動を休止した場合は、土岐市地域クラブ活動変更届（別記様式3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更届の提出があったときは、内容を調査し、土岐市地域クラブ活動支援補助金変更決定通知書（別記様式4号）により当該団体に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定団体は、補助事業の完了（補助事業の廃止又は休止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた年度の4月10日のいずれか早い日までに、土岐市地域クラブ活動支援補助金補助事業実績報告書（別記様式5号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 事業報告書

（2） 収支決算書

（3） 補助事業の活動内容が分かる印刷物、写真等

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該交付決定団体に補助金を交付しなければならない。

（補助金の支払）

第11条 交付決定団体が補助金を請求しようとするときは、土岐市地域クラブ活動支援補助金（概算払）請求書（別記様式6号）を市長に提出するものとする。

2 補助金は交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、概算払により交付することができる。

（補助金の返還）

第12条 市長は、交付決定団体が第4条の各号に該当しなくなったとき、虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき、又は補助金を他の用途に使用し、当該補助事業に関する補助金の決定内容若しくはこれに基づく市長の処分等命令に違反したときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額したときで、交付決定団体に対し補助金の全部又は一部を既に交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助金区分	補助金額 (1団体当たりの上限額)	特記事項
基本活動費	36,000円	
指導者報酬	72,000円	2名分までの合計限度額 1名分は36,000円
備品購入費	30,000円	